

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 4月 2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：24件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	高圧注水系復水ポンプ出口ドレン一次弁等（3台）空気駆動部点検において、空気駆動部よりエアリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	
2	2号機	原子炉建屋内補機冷却海水系他配管サポート点検において、固定ボルト外れなどの不具合（19箇所）が認められたため、当該部を修理	D	
3	2号機	非常用ディーゼル発電機（A）発電機電圧計点検において、計器精度外れが認められたため、当該電圧計を修理	D	
4	2号機	気体廃棄物処理系再生ガスブロウ出口流量計ループ試験において、ループ精度外れ及び流量指示計に計器精度外れが認められたため、当該計器を点検・校正及び再試験	D	
5	2号機	復水前置ろ過器（A）出口試料採取系試料採取フィルタ流量積算計と演算器組合せ点検において、流量積算計に動作不良（カウントせず）が認められたため、当該積算計を修理	D	
6	2号機	復水前置ろ過器出口試料採取系試料採取フィルタバイパス流量計点検において、指示不良（スティック）が認められたため、当該流量計を修理	D	
7	2号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器（A）ろ過材保持ポンプ軸受部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	2号機	定期事業者検査（非常用ガス処理系フィルタ性能検査）において、検査要領書添付の検査成績書表紙に誤記（1箇所）が認められたため、当該部を訂正及び対応検討	D	
9	2号機	定期事業者検査（残留熱除去海水系（A）漏えい検査）において、同系ポンプ（C）出口弁フランジ部よりリーク（1滴／5分程度）が認められたため、当該部を増し締め後、再検査を実施	D	
10	3号機	計装用空気系除湿装置除湿搭切替操作において、「除湿塔切替不良」の警報発生が認められたため、当該警報回路を点検・修理	D	
11	4号機	定期事業者検査（固体廃棄物処理系設備検査）において、検査成績書に誤記（2箇所）が認められたため、当該成績書を改訂及び対応検討	D	
12	4号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）海水側ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
13	4号機	廃棄物処理系廃液中和タンク（B）レベル記録計に動作不良（指示上昇が緩慢）が認められたため、当該検出装置を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	原子炉補機冷却系熱交換器（A）海水出口ベント弁浸透探傷検査において、弁体に指示模様が認められたため、当該弁を交換	D	
15	4号機	原子炉補機冷却系熱交換器（A）海水逃し弁点検において、内部部品に損傷等が認められたため、当該部品を交換	D	
16	4号機	原子炉建屋地階炉心スプレイ系ポンプ（A）室換気空調系局所空調機用冷却海水配管水抜き作業において、排水ファンネルに接続された当該空調機ドレン受け皿から海水が溢水した（約1リットル、汚染なし）ため、対応検討	C	
17	5号機	工具センタの計測器点検校正において、圧力計等（3台）に計器精度外れが認められたため、当該計器を修理	D	
18	5号機	第4給水加熱器（A）チューブ渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨管（19本）が認められたため、当該チューブに閉止栓施工	D	
19	5号機	タービン補機冷却系サージタンクレベル制御弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
20	5号機	第3給水加熱器（B）ドレンレベル空気駆動調整弁点検において、空気駆動部よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
21	5号機	第1給水加熱器（C）ドレン排出空気駆動弁点検において、空気駆動部よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
22	5号機	復水脱塩装置脱塩塔（3）スルーシング水空気駆動弁点検において、当該弁駆動用空気供給銅管接続部にひびが認められたため、当該銅管を修理	D	
23	6号機	工具センタの計測器点検校正において、直流電流計（1台）に計器精度外れが認められたため、当該計器を修理	D	
24	6号機	原子炉建屋機器ドレンサンプ（A）レベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで